

V. 認可の取り消しと解散

1. 認可の取り消し

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、市長は認可を取り消すことがあります。

- (1) 認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- (2) 認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- (3) 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- (4) 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- (5) 地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

2. 解散

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は、市長に対して届出（市長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- (1) 規約に定めた解散事由が発生したとき
- (2) 破産したとき
- (3) 認可が取り消されたとき
- (4) 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- (5) 構成員が欠けたとき